

発議第1号

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会の設置について

地方自治法第109条及び遊佐町議会委員会条例第5条第1項の規定により、別紙のとおり特別委員会の設置を決議されるよう、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月11日提出

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者 遊佐町議会議員

那須正幸

賛成者 遊佐町議会議員

今野博義

同

菅原和幸

同

佐藤俊太郎

同

遊佐亮太

(別 紙)

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会設置に関する決議

下記要綱により、遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会設置要綱

(設 置)

第1条 遊佐町議会に、議会活動等に関する調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、遊佐町議会の運営、活動の活性化を図るための方策やあり方などについて調査を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、議長を除く11名で組織し、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、令和9年6月30日までとする。

(役 員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

(招 集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

令和6年6月11日

遊 佐 町 議 会